

留学生用

ほっかいどうがいこくじんりゅうがくせいこくさいこうりゅうしえんじぎょう
北海道外国人留学生国際交流支援事業

じょせいきんこうふ りゅうがくせい どうろく あんない
助成金交付と留学生サポーター登録のご案内

ねん がつ
2020年7月

こうえきしやだんほうじん ほっかいどうこくさいこうりゅう きょうりよくそうごう
公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター
ほじよしゆたい ほっかいどうそうごうせいさくぶこくさいきよくこくさいか
(補助主体：北海道総合政策部国際局国際課)

しひがいこくじんりゅうがくせい みな
私費外国人留学生の皆さんへ

ほっかいどうそうごうせいさくぶこくさいきよくこくさいか ほっかいどうこくさいこうりゅう きょうりよくそうごう
北海道総合政策部国際局国際課と北海道国際交流・協力総合センターで
しんがた かんせんしやう けいざいでき ふべん かん
は、新型コロナウイルス感染症（covid-19）により経済的に不便を感じている
がくせい みな べんがく けんきゅうかつどう いっそうはげ りゅうがくせいかつ
学生をはじめ、皆さんが勉学・研究活動に一層励むことができるよう留学生活
おうえん ち い き ひとひと こうりゅう ふか ほっかいどう こくさいか
を応援するとともに、留学生と地域の人々との交流を深め、北海道の国際化
てつだい かんが
のお手伝いをしていただきたいと考えております。

しひがいこくじんりゅうがくせい みな なか ほっかいどう だいがくいん ざいがく
このことから、私費外国人留学生の皆さんの中から①北海道の大学院に在学
ほっかいどう おこな こくさいこうりゅう せっきよくてき さんか いよく に ん
し、②北海道で行う国際交流に積極的に参加する意欲のある180人を
せんこう じよせいきん こうふ
選考し、助成金を交付します

北海道外国人留学生助成金の交付について

1 受給資格

助成金は、在留資格が『留学』で、日本政府や自国政府から金銭給付を受けていない私費外国人留学生で、次の要件を全て満たしていなければ受給できません。

- (1) 2020年4月から2021年3月までの1年間、道内の大学院に在籍を予定している者（博士課程、修士課程、研究生）
- (2) 他の奨学金及びこれに類する金銭給付を受給していない者（新型コロナウイルス大学生支援緊急給付金や道内の市町村が支給する奨学金などについては重複受給も可能です。）
- (3) 学業・人物ともに優秀で、助成金を受けることにより留学成果の向上が図れると在籍する大学等の長が認める者
- (4) 「留学生サポーター」として登録し、北海道内の市町村等が実施する国際交流イベント等に積極的に参加する意欲のある者
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している者

2 助成金の受給申請方法

助成金の受給を希望し、上記の受給資格を満たす私費外国人留学生は、下記の『申請書』等を在籍する大学の留学生事務担当者に提出してください。

【提出書類】

- ① 支給申請書
- ② 在留資格「留学」と在留期限が確認できるもののコピー
- ③ 助成金振込口座依頼書、通帳のコピー
- ④ 留学生サポーター申込書

受給者として選考された180人に対しては、在籍校を通じ受給に必要な諸手続きを連絡します。

3 交付内容

- (1) 交付月額 5万円（一回のみ）
- (2) 交付方法 本人名義の銀行口座へ振込送金します。

4 助成金の使い方

助成金は修学に要する経費として交付しますので、他の目的に使用してはいけません。

(修学に要する経費：授業料、教材費、通学に要する交通費、住居費、学会参加費など)

5 助成金の交付取消し

助成金の交付が決定した後でも、虚偽の申請や不正な手段により決定を受けたと認められる場合は、決定を取り消すことがあります。

また、決定後に1の受給資格のいずれかに該当しなくなった場合など、事由により交付の一部または全部を取り消すこともあります。

なお、これにともない、すでに受給した助成金を返還しなければなりません。

6 留学生サポーターの登録について

(1) 資格登録

助成金の受給を希望する留学生は、必ずこの留学生サポーターの登録をしなければなりません。

また、助成金の交付が決定した後、サポーターの退会等によりサポーターの資格を失った場合には、助成金の受給資格も失われます。

(2) 活動内容

- 市町村等が実施する異文化交流、相互理解、国際理解等のイベントへの協力
- 北海道国際交流・協力総合センターが依頼する各種調査及び活動への協力
- 上記以外にサポーターの活動としてふさわしいと思われる事業への参加

問い合わせ先

留学生の皆さんが在籍する学校の留学生事務担当者

または

北海道国際交流・協力総合センター
TEL (011)-221-7840